

国 年 第 6 5 3 3 号

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

大分県医師会長
大分県歯科医師会長
大分県薬剤師会長
大分県看護協会会長 殿

大分市長 足立 信也



令和 7 年 1 1 月 1 8 日大分市佐賀関大規模火災に係る
本市国民健康保険被保険者の一部負担金免除について（お願い）

平素より、本市国民健康保険行政にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、ご周知のとおり、令和 7 年 1 1 月 1 8 日に本市佐賀関地区において大規模火災が発生し、同日付けで災害救助法が適用されたところであり、本市といたしましても、医療関係者の皆様等のご協力・ご尽力を賜りながら、これまで類を見ない大規模な災害に被災された方への支援を順次すすめているところでございます。

このようななか、本市国民健康保険では、被災者が安心して、速やかに医療が受けられるよう、医療機関を受診した際の一部負担金を下記のとおり免除することといたしました。

つきましては、この取組へのご理解と貴会会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 対象の被保険者 | 令和 7 年 1 1 月 1 8 日大分市佐賀関大規模火災において、
罹災証明書の交付を受けた大分市国民健康保険の被保険者 |
| 2. 免除適用期間 | 令和 7 年 1 1 月 1 8 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで |
| 3. 本取扱いの詳細 | 別紙のとおり
なお、免除適用期間において、既に支払われた一部負担金については本市から被保険者に還付できることとしています。 |

<問い合わせ先>

大分市市民部国保年金課給付担当班
電話 0 9 7 - 5 3 7 - 5 7 3 5

医療機関関係者 御中

大分市長 足立 信也



令和7年11月18日大分市佐賀関大規模火災に係る
本市国民健康保険被保険者の一部負担金免除について（お願い）

平素より、本市国民健康保険行政にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、ご周知のとおり、令和7年11月18日に本市佐賀関地区において大規模火災が発生し、同日付けで災害救助法が適用されたところであり、本市といたしましても、医療関係者の皆様等のご協力・ご尽力を賜りながら、これまで類を見ない大規模な災害に被災された方への支援を順次すすめているところでございます。

このようななか、本市国民健康保険では、被災者が安心して、速やかに医療が受けられるよう、医療機関を受診した際の一部負担金を下記のとおり免除することといたしました。

つきましては、この取組へのご理解ご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 対象の被保険者 | 令和7年11月18日大分市佐賀関大規模火災において、
罹災証明書の交付を受けた大分市国民健康保険の被保険者 |
| 2. 免除適用期間 | 令和7年11月18日から令和8年2月28日まで |
| 3. 本取扱いの詳細 | 別紙のとおり
なお、免除適用期間において、既に支払われた一部負担金については本市から被保険者に還付できることとしています。 |
| 4. 取扱いのお願い | 免除証明書は、申請に基づき速やかに交付いたしますが、
令和8年1月中になることが想定されます。既に支払われた一部負担金については還付する規定を設けておりますが、被災者支援の観点から、一部負担金の徴収を証明書提示まで留保いただくなど可能であればご協力賜りますようお願いいたします。認定状況等不明な点がございましたら問い合わせ先までご連絡いただきますよう併せてお願いいたします。 |

<問い合わせ先>

大分市市民部国保年金課給付担当班

電話097-537-5735

別 紙

令和7年11月18日大分市佐賀関大規模火災に係る 大分市国民健康保険被保険者の一部負担金免除の取扱い

1. 対象になる方	大分市国民健康保険の加入者で、今回の大規模火災に被災された方 ただし、 罹災証明書の交付を受けたこと が条件となります。
2. 免除する期間	令和7年11月18日 から 令和8年2月28日 まで
3. 対象の医療	医科、歯科、調剤、訪問看護 ※健康保険診療の範囲が対象です。 食事代や差額ベッド等は対象になりません。
4. ながれ	①一部負担金免除申請 対象者が本市国保に免除申請を行います。 この際、罹災証明書（写）を添付してもらいます。 ②一部負担金免除証明書の交付 ①の申請に基づき、免除証明書を交付します。【参考1】 ③医療機関等での受診 対象者は、医療機関での受診の際、マイナ保険証又は資格確認書と免除証明書を提示します。 医療機関は、免除証明書を確認後、対象者に返却してください。 この場合の、レセプトの請求方法は、【参考2】となります。 ◆注意点 1) 一部負担金免除の場合、一部負担金が発生しないため、公費等の適用はありません。 よって、公費等は無いかたちでレセプト請求してください。 2) 通常の保険診療適用分が対象となります。 ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要があるため免除の対象にはなりません。 ※本取扱いは、大分県国民健康保険団体連合会に確認済です。 詳しいレセプトの請求方法に関しては、不明な点がある場合は、連合会にご相談ください。
5. 問い合わせ先	大分市国保年金課 給付担当班 電話097-537-5735 担当：後藤、岩田、山口

証明書（例）

国民健康保険一部負担金免除証明書

被保険者記号・番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8		
療養の給付を受ける者の氏名及び生年月日			
氏名		生年月日	
大分 太郎		昭和 40 年 1 月 1 日	
大分 花子		昭和 45 年 2 月 2 日	
大分 次郎		平成 28 年 3 月 3 日	
大分 三郎		令和 5 年 4 月 4 日	
証明の内容	免 除 (令和 7 年 1 1 月大分市佐賀関大規模火災における特例措置)		
承認期間	令和 7 年 1 1 月 1 8 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで		
証明番号第 1 0 号			
上記のとおり、証明する。			
令和 7 年 1 2 月 2 5 日			
大分市長 足立 信也 ㊞			

- 注) 1 この証明書は、保険医療機関等において受ける療養の給付についてのみ有効です。
- 2 療養の給付を受ける被保険者は、療養の給付を受ける際、この証明書を保険医療機関等へ提示してください。
- 3 対象となる保険医療機関は、医科・歯科・調剤・訪問看護のみです。対象は保険診療になりますが、食事等の標準負担額は対象になりません。

【参考 2】

レセプトの請求について

レセプトの請求は、厚生労働省の次の通知を参考にしていただくことになります。

◆平成25年1月24日事務連絡 (厚生労働省保険局医療課)

「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」

なお、佐賀県大規模火災の一部負担金免除に関しては、次のようにご協力をお願いします。

項 目	入力する事項・お願いしたいこと
公費①～④	入力しない
給付割合	7割 or 8割
特記事項	9 6 災 1
摘 要 欄	【佐賀関免除】
食事・生活療養	通常通り、入力してください

※摘要欄は、請求に影響はありませんが、【佐賀関免除】の記入にご協力をお願いします。

レセプト請求例

1 医科 1 国保 1 単独 5 家入

保険者番号	440016	補償割合 7
記号・番号		(様式) 02

区分	96災1	医療機関の所在地及び名称
氏名		
病歴上の事由		
病名	(1) (2) (3) (4) (5)	診療日数 (1) (2) (3) (4) (5)

以下、摘要欄

項目	回数	点数	公費内点數①	公費外点數②	備考
101 診察					
102 医学管理					
103 在宅					
201 内服					
202 外用					
203 注射					
204 点滴					
205 手術					
206 その他					
301 皮下筋肉内					
302 静脈内					
303 その他					
401 薬剤料減点					
501 薬					
502 針					
503 器具					
601 検査・検定					
602 画像診断					
701 その他					
801 入院年月日					
802 入院基本料					
803 特定入院料					
804 その他					

【佐賀県 免除】

請求	決定	負担金額	請求	決定	標準負担額
点	点	円	点	点	円
点	点	円	点	点	円
点	点	円	点	点	円

この入力により、一部負担金を徴収しないレセプト請求（10割分の請求）となります。

なお、免除非
該当となる食
事・生活療養は
患者本人から医
療機関が徴収し
た形になります。